

令和3年第6回岩泉町議会
臨時会会議録目次

第 1 号 (10月27日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・承認第1号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
・承認第2号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第6号)	
閉会の宣告	29
署名	31

令和3年第6回岩泉町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 0 月 2 1 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 3 年 1 0 月 2 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 3 年 1 0 月 2 7 日 午 前 1 1 時 1 5 分				
出席及び欠席議員 出席 12人 欠席 2人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	×
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	×
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	八重樫 龍 介	○	13	菊 地 弘 已	○
	6	三田地 久 志	○	14	野 舘 泰 喜	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	3 番	畠山昌典	4 番	畠山和英
	5 番	八重樫龍介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	箱石良彦	議事係長	村木南美
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	佐々木宏幸
	教 育 長	三上潤	危機管理監兼 危機管理課長	佐々木重光
	総務課長	三浦英二	政策推進課長	佐々木真
	会計管理者兼 税務出納課長	三上久人	町民課長	山岸知成
	保健福祉課長	三上義重	経済観光交流課長	馬場修
	農林水産課長	佐々木修二	地域整備課長 兼復興課長	三上訓一
	上下水道課長	佐藤哲也	消防防災課長	和山勝富
	教育次長	佐々木剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和3年第6回岩泉町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年10月27日(水曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

日程第5 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算(第6号)

閉会の宣告

◎開会の宣告

○議長（野館泰喜君） ただいまから令和3年第6回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さん、11番、合砂丈司さんから、所用のため欠席する旨、届出が提出されていますので、報告します。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（野館泰喜君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（野館泰喜君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野館泰喜君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、畠山昌典さん、4番、畠山和英さん、5番、八重樫龍介さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（野館泰喜君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、10月27日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期はお手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第3、承認第1号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第1号 岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年10月27日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。「オンライン資格確認等システムの本格運用の開始について（周知）」が発出され、個人番号カードの保険証利用機能を活用したオンライン資格確認等システムの本格運用が令和3年10月20日から開始されることに伴い、岩泉町子ども、妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月14日、岩泉町長、中居健一。

最終ページの参考資料でございます新旧対照表を御覧願います。ご案内のとおり、病院等にかかる場合がございますが、被保険者の資格の確認、国保ですとか社保ということでございますけれども、この資格の確認につきましては、個人番号カードによりますオンライン資格確認が導入をされるということでございまして、これの関係法令中、これまで被保険者証を提示するとされておりました規定が、改正後の第9条にございまして、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けることということに改められましたので、本条例で規定をする医療費の助成を受ける場合におきましても、同様の書きぶりに改正をするものでございます。これで保険証を使えなくなるということではございませんでして、改正後、第9条の

医療保険各法の規定による電子資格確認等、この表現の中に保険証も含まれることになるものがあります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正さん、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 伺いますが、この電子資格確認の中に保険証も入っていると伺ったのですが、いわゆる今求められているマイナンバーカード、これの取扱いはどのようになされるのか、今の現状についてお知らせ願います。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

マイナンバーカードに保険証のデータを設定する行為がまず必要になります。これは、マイナポータルと言われるホームページから個人でもできるものになりますけれども、それを設定した上で、医療機関にマイナンバーカードを提示しまして受診することとなりますけれども、現在岩手県内においては、10月24日でありますけれども、まだ使える場所が、医療機関が187か所にとどまっております、今後これらをもっと広めていくことが求められているような状況でございます。

以上です。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） ちなみに、町内にある済生会岩泉病院の現状はどうなっているのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えいたします。

済生会岩泉病院にお伺いしましたところ、済生会グループとしてマイナンバーカードの利用に取り組んでおりまして、今現在進めてはいるけれども、現段階においていつ頃入れられるかはまだ未定だというふうに伺っております。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第4、承認第2号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 承認第2号 岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求め。

令和3年10月27日提出、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。「オンライン資格確認等システムの本格運用の開始について（周知）」が発出され、個人番号カードの保険証利用機能を活用したオンライン資格確認等システムの本格運用が令和3年10月20日から開始されることに伴い、岩泉町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例を設け、及び同日から施行する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月14日、岩泉町長、中居健一。

本承認第2号におきましても、先ほどご審議を賜りました承認第1号と同様の趣旨の改正でございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから承認第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 先ほどマイナンバーカードに、マイナンバーポータルサイトで保険証のデータ書き込みができるという話は受けましたが、やれない人はどうすればいいのかなど。役場窓口に行けばやれるのでございますでしょうか、その辺をお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

今お話がありましたとおり、役場の窓口でも設定することはできますし、各医療機関を最初に受診する際にも、医療機関でその設定はできるというふうに伺っております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） だとすると、以前から取得された方々、3割ぐらいたしか町民がいらっしやった、カードを取得なさった方々がいるかと思いますが、その方々のためにも何らかの形でお知らせをする、こういう形でも使えるようになりますよという広報が必要ではないかと思うのですが、それをするつもりはないのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

既に実は国レベルでかなり周知等は図っている状況がございます。町民課としまして、ぴーちゃん等を使った周知ができないか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 確認をします。ということは、電子資格確認等を有する人たちであれば、それで対応できるかと思うのですが、先ほどご説明あったように、まだ等の中に保険証も入っているということで、当面の間は保険証を提示して、それで医療機関に確認してもらったのに加えて、受給者証ですか、これを持っていくと受診は従来どおり可能であるということかどうかを確認をさせてください。

○議長（野館泰喜君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

現段階において、保険証であるとか受給者証等が利用できなくなるというような情報は一切ございませんので、これまでどおり利用できるものと考えております。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 質疑なしと認めます。

これから承認第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野館泰喜君） 日程第5、議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三浦総務課長。

〔総務課長 三浦英二君登壇〕

○総務課長（三浦英二君） 議案第1号 令和3年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度岩泉町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,665万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,290万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月27日提出、岩泉町長、中居健一。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の低迷によりまして、厳しい経営状況に置かれております中小企業者等の皆様を支援し、さらに地域経済の好循環に結びつけるための施策を講じましたほか、依然として町民皆様の生活に影響が及んでおりますことから、日常の暮らしを守るための給付制度に係る予算につきましても計上をいたしたところでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。別冊の資料といたしまして、令和3年度補正予算新規事業等概要をお配りしておりますので、これにつきましては後ほど担当課長から説明をいたさせますので、ここではそのほかの予算について説明を申し上げます。

4ページの上段、2款1項10目諸費でございます。18節に三陸鉄道運行支援交付金市町村負担金421万2,000円を計上してございます。これは、経営に大きな影響を受けてございます三陸鉄道株式会社に対しまして、岩手県と沿岸市町村が協調し、三陸鉄道の運行維持に要する費用を支援をする事業でございます。

次に、同じページの下段となります5款2項1目林業総務費を御覧を願います。14節の工事請負費で、町有林産施設代替井戸設置工事1,705万6,000円を計上してございます。これは、岩泉さこの産業に貸付けをしておりますツ苗代工場の井戸周辺におきまして、県の河川改修工事が行われており、撤去が必要となりました既設の取水用井戸に代わりまして、新たに取水井戸を設置するためのものでございます。この工事費につきましては、県の補償費の対象となるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入をご説明いたしますので、3ページをお開き願います。14款2項1目総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で2,959万7,000円を増額計上してございます。今回歳出予算に計上いたしました5つの事業について、臨時交付金を充当し、予算計上するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野館泰喜君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を項ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は、先に歳出を項ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ここで、三陸鉄道の負担金についてですが、三陸鉄道については当初予算でかなり補助あるいは負担をしているわけでありまして、今回補正でこの額が負担金が出ているわけでありましてけれども、この負担する理由、コロナによつての経営が減っているということ等あるかと思いますが、この理由についてまずお答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の三陸鉄道に対する支援でございますが、1つには新型コロナウイルス感染症、これの大規模な拡大によりまして、多大な影響を三陸鉄道は受けていると。その中で、今後安定した運行の維持管理、経営の安定化、こういったものを図るためには、端的に言えば赤字というのですか、こういった経営の部分での支援が必要だと。これについては、岩手県、それから沿線の市町村でもちまして支援をしようというふうに定めております。

この中身については、新型コロナウイルスの影響で、例えば上半期ですが、団体のキャンセルが1,000件、そして人数にして4万1,000人、こういったキャンセルも出ていると。その上で、これまで支援している中身では足りないということで、今回の支援を定めたものであります。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） そうしますと、今回のこのコロナの経営等での支援ということでの説明がありました。そうしますと、県、事業の、まず今回する全体的な事業がどのぐらい、県が半分出しているのかなと思いますが、全体の事業、そして岩泉はそのうちの何%で、この400万円ということになるのでしょうか、お答えください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の総体の事業でございますが、運行維持に係る費用として、1億7,400万円を総体として見込んでおります。その内訳は、岩手県が2分の1で8,700万円、そして残りが沿線の10市町村で案分をいたしまして、8,700万円を分割するという形になります。岩泉町については、この計算については出資額割、財政力割、あと駅数割、人口割、こういったもので案分しながら算出をするわけですが、その中で岩泉町分が4.8%で421万2,000円となっております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） そうしますと、今回は今年度のこの負担金は、コロナ等で客が減ったのに対しての赤字に対しての今回限りの負担金ということによろしいでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 実は、この新型コロナウイルスの支援につきましては、昨年度も実施しておりまして、昨年度は岩泉町458万1,000円となっております。今年度は少ないのでございますが、これは特殊な事例ということで、この新型コロナウイルスが落ち着けば、それは三陸鉄道の運行の努力、あとは沿線市町村も当然そこに対しては努力をしまっているわけですが、そういった中では今年度この新型コロナウイルスに限りの支援というふうに考えておりました。以上でございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） それでは、ここで新規事業等概要の説明を求めます。

新規事業等概要の1ページをお開きください。

三上保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（三上義重君） それでは、保健福祉課から補正予算の新規事業等の概要を説明いたします。

資料のほうの1ページになります。予算書のほうは4ページ、3款1項1目19節扶助費になります。事業名は、福祉灯油特別助成事業。実施主体は、岩泉町でございます。

事業の目的ですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、外出自粛による在宅時間が増加することに加え、灯油価格の高騰による家計負担の軽減を図るため、子育て世帯、低所得の高齢者世帯及び障害者世帯に対して、暖房費の一部を助成するというものでございます。

事業の内容ですが、1、対象世帯でございます。本町の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、申請日現在において、次の（1）、（2）のいずれかに該当する世帯となっています。ただし、生活保護法の規定によります保護を受給している世帯及び社会福祉施設等に入所または医療機関に入院している世帯は除くことになります。

（1）としまして、令和3年4月1日現在で18歳未満の子供がいる世帯及び令和3年4月2日から令和4年4月1日までに出生した子供さんがいる世帯となっています。

（2）としまして、令和3年度の町民税が非課税である世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯ということで、アとしまして、令和4年3月31日までに65歳以上に達する者のいる世帯。イとしまして、申請日現在で身体障害者手帳、精神障害者手帳または療育手帳を所持する者のいる世帯となっています。

助成額のほうは、1世帯当たり1万円になっています。こちらのほう事業名が、通常であれば毎年県内の状況を見ながら、福祉灯油の助成事業を県のほうで12月補正で決定して、それで各市町村取り組んでおりました。今年度も、現在さきの県議会のほうでは、この福祉灯油のほう、こちらのほうの請願が出されまして、全県において何とか福祉灯油を給付できないかということで請願が出されて採択されてございます。ただし、いつものとおり、県のほうの決定を待ちますと、交付自体がやはり1か月ほど遅れてしまいますので、何とか早く皆さんのお手元に届けたいという部分もございまして、今回の補正予算にお願いしておりますし、対象のほうも、通常であれば、先ほど説明いたしました対象世帯の（2）のほうの町民税が非課税である世帯のうちの高齢者のみの世帯ということで今までは給付のほうをしてございました。その部分を、高齢者がいる世帯となっています。そのほかの身体障害者手帳、精神障害者手帳または療育手帳を所持する世帯のほうは変わりございませんが、高齢者のいる世帯という部分に拡大してございまして、今回特にも（1）のほうの子育て世帯に対しましても、この助成のほうを行いたいという部分で、特別ということで銘打ってございまして、よろしくお願いたします。

3の対象見込み世帯数のほうですが、こちらのほう、先ほどの（1）の世帯のほうは500世帯、子育て世帯、そちらのほうは見込みのほうは500世帯。高齢者、障害者の世帯のほうは800世帯、合わせて1,300世帯と見込んでございます。

事業費のほうは、1,300万円。特記事項にもございますが、財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでございます。全額、10分の10の交付金を見込んで

ございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 説明が終わりました。

3款民生費、1項社会福祉費、質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 今の説明ですと、全市町村でやると。それで、これ今までですと県がやるということで、市町村も一緒になってやって、県の補助とか、それもあったわけですけども、今後県はこれに対して補助とか出すのですか、出さないのですか。

○議長（野館泰喜君） 三上保健福祉課長。

○保健福祉課長（三上義重君） 現在、県のほうは、さきの県議会での採択をしまして、各市町村の動向を確認してございました。県としても恐らく今度の12月のほうで出る、制度自体はまた再度行うのではないかと。ただ明確にこのような形というのはありませんが、今のところは今までどおりの5,000円、県のほうが1世帯当たり5,000円を上限で給付の助成のほうをするというので情報のほうは入ってございましたので、例年どおりの、去年、おとしと同じような形で県のほうは進んでくるのではないかと考えてございました。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） ここで、新規事業等概要の説明を求めます。

新規事業等概要の2ページをお開きください。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 新規事業等概要説明資料の2ページをお開き願います。牛肉等消費拡大事業補助金についてご説明申し上げます。

事業実施主体は、岩泉ホールディングス株式会社となります。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経済活動への影響に伴い、町内産の牛肉及び山ぶどうワインの取引数量が減少しておりますことから、農産物の生産面への影響を回避することを目的として、需要喚起及び需要拡大を図る消費拡大キャンペーンを実施するものでございます。

事業の内容についてですが、予定しております消費拡大キャンペーンは、本年12月から道の駅売店や町内ホテルにて特別価格で販売し、事業費の補助額でございますけれども、岩泉短角牛及

び岩泉和牛では仕入価格の2分の1を補助し、牛肉量で600キロ相当、156万円、山ぶどうワインにつきましては1本当たり1,200円を補助し、1,200本で144万円、合計で300万円の補助を見込んでございます。財源は、300万円全額が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としてございます。

以上、牛肉等消費拡大事業補助金の事業概要となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野館泰喜君） 説明が終わりました。

5款農林水産業費、1項農業費、質疑はありませんか。

5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） では、先に質問させていただきます。幾つかお伺いしますが、山ぶどうワイン1,200本、これは道の駅と町内ホテルだと、温泉ホテルさんとホテル愛山さんだとは思いますが、この割り振りは、1,200本はどのように分けられるのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 現時点におきまして、当方のほうでホテル側、道の駅側とも相談した中では、ホテル側で400本、道の駅売店で800本という形で現時点では進めてございますが、お客様の動向、いろいろと柔軟に対応していきたいなというふうには考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） そこで、1本当たり1,200円の補助で、特別価格で、単純に今の山ぶどうワインですが、山ぶどうワインの通常価格から1,200円を引いた価格で販売するという考えでよろしいですか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

今ワインのほうの販売の価格につきましては、検討しているところでございますけれども、1本1,000円で販売という形態を取りたいなど。ホテル側、道の駅売店側ともに1,000円の販売を進めたいということで今考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） それこそ短角牛もワインもふるさと納税の品になっていると思われまして。時々短角牛は提供できない旨の露出になって、そういったことも考えると、そういうふうに割り

振っていったほうが、ふるさと納税のほうにも割り振っていくことで肉の消費拡大というか、岩泉町に外貨が入ってくるという仕組みのほうが、町内、悪くはないのだけれども、この事業も悪くはないけれども、もう少し販路を広げた形での捉え方というのはできなかったのかなと思うのですが、そういう考えはなかったものでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ふるさと納税につきましては、これまでも取り組んできたところですが。これについては、年末におきましていろいろな形でご利用のほうが増えていく時期ではございますけれども、現時点におきましては、やはり町内の皆さんに牛肉を年末年始味わっていただきたいことを主眼に置きまして、そういった特別の販売キャンペーンを実施して、町民の皆様の利用をとにかく喚起していこうというのが本事業の目的で進めたいというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 牛肉のことでお伺いします。600キログラムということになると、どれぐらいの生産者の方に恩恵というか、該当されるかどうかというのをまず1点お願いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

牛肉600キロ相当を成牛の頭数に換算しますと、約2頭分というぐらいで考えていいかなと思います。ホールディングスで取り扱っている年間の短角牛ですけれども、頭数につきましては現在24頭でございます。今回のキャンペーンで600キロということで、2頭となりますので、12分の1程度という形になるかなというふうに思います。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） ぜひ24頭分で今回2頭ということになったときに、これで相当の効果があるということであれば、それでいいと思いますが、願わくばそのようにまだまだ農家としても受け取っていただきたいという願いがあれば、そのところは広げていただければ生産者にとってもありがたいのではないかなと思いますので、お願いします。

質問の2つ目は、発売日を土曜日か日曜日と2つになります。それを行ったときに、土曜日に行ったら日曜日ですとか、日曜日に行ったら土曜日ですというのも、せっかく買いに行ったのと思うのですが、土曜日及び日曜日というふうに統一して、その期間は土曜日でも日曜日でも

買えるというふうにはならないのかどうかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 資料のほうでは、土曜日または日曜日ということで掲載させていただいてございますけれども、お客様の利用がやはり不便、迷ってはいけないということもございまして、周知を徹底しながら、できれば土日継続してできるような形ができないかというのを考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響に伴いということで、取引数量が減少しているという旨が記載されていますが、いつと比較するのかというのはあるかと思っておりますけれども、具体的にどれぐらい取引数量が落ちていて、今回の施策でどれぐらいゲインするのかというところの効果の想定を教えてください。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 効果ということのご質問でございます。現在、短角牛についての在庫量は、お伺いしたところ、約2,500キロ相当を在庫で抱えているということで、従来年間24頭分のお肉ということですので、掛ける1頭300キロということなので8頭になるかなと思います。在庫量が8頭分になるかなというふうに考えてございます。そのうちの今回600キロということで2頭分ですので、需要喚起を促すという意味で、今回は一部、8頭分のうちの2頭ということで、一部にさせていただいております。ですが、こういった事業に取り組みながら消費拡大のほうを、町民の皆さんとともに消費拡大に引き続き取り組んでいきたいなというふうに考えてございます。

参考までに、昨年は8月から本事業を実施してございまして、需要期を2回、8月と年末ということで実施し、頭数、重量についても2,200キロ実施してございます。こういった効果が実績がございましたので、そういったことでやはり町民の皆様のかんがりの要望がございまして、今回もそういった形で事業効果のほうを上げていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長、減少はいつとの比較かという部分の答弁をお願いします。どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 令和元年の出荷量を見ますと、対比については令和元年度と対比してございますけれども、在庫量と出荷額、双方で見ますと、まず在庫量で見ますと、令和元

年度は1,700キロぐらいの大体在庫数量でいっております。昨年につきましては、在庫のほうが増えまして、約2,500キロぐらいの在庫を抱えてございました。出荷額につきましては、令和元年比較ですと、単月当たりでございますけれども、大体平均で百二、三十万円の出荷額に対して、今年度は70万円とかという金額に落ち込んでいる状況でございます。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 今回は、事業実施主体がホールディングス、ご案内のようにホールディングスは牛乳なり乳製品も扱っているわけですが、つい1週間ぐらい前ですが、生産者である酪農家に全農なりJAのほうから、やはりこの牛乳なり乳製品も非常に消費が落ち込んでいると、在庫が過剰になっている。ひいては今まで順調にきた牛乳の生産も伸びているのですが、消費が伸びないということで、生産者のいわゆる生産調整も考えて、視野に入れなければならないのだというふうな非常に緊迫した文書が入ったように聞いているのですが、そういう意味からいけば、今回は牛肉と山ぶどうワインになっているのですが、町としていわゆる牛乳なり乳製品の需給動向は今どのように把握しているのか、まずお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 乳製品の生産調整の動向につきましては、いろいろと加工原料のほうの乳製品のほうのだぶついているという報道がされてございますけれども、岩泉ホールディングスで取り扱って製造してございますヨーグルト等につきましては、現時点では大きな影響を受けていないというふうに伺ってございますけれども、生産者サイドから見ますと、やはり全国での消費動向の低下が乳価に影響しかねないということがございますので、こちらのほうの今後の動向につきましては注視しながら、所要の対策が必要であれば、いろいろな各方面に要望しながら対応していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 肉とか牛乳だけではないので、コロナの影響を受けているのは。米価も2割以上下がっている状況だろうというふうに思っています。野菜については、市場価格は一部高騰していた時期、もしくは物がありますが、農家さんの卸価格はそこに追従はしていない現状だったりということで、第一次産業全般で、非常に農業、酪農、大変な状況なのかなと思っているのですが、そこに対して補填だけで乗り切ろうということはなかなか難しいのだろうというふう

に思いますので、消費構造をどう変えるかですとか、そういった建設的な岩泉町の強い農業を考えていくということもこの後当局の皆さんと考えていく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 議員ご提言の内容の消費構造の転換というのは、岩泉町のみならず、全国的にやはり必要なのかなというふうにも思っております。まず、米価のほうの下落につきましては、先般報道も多々されてございますけれども、米価のほうの下落につきましては、今後下落に対する支援を、次期作を継続してやはり耕作していただけるように考えていきたいな、検討していきたいなというふうに思っておりますし、野菜等の作物につきましては、これまでの支援制度等を拡充しながら対応するとか、あるいはこういった価格の変動が大きい場合に対応した国の価格差補填制度なり、収入保険制度もございまして、そういった制度への加入推進についても農家の皆さんに周知しながら、ご相談しながら、生産サイドあるいは何かあったときの対応という二本立てで対応していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（野館泰喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） それでは、2項林業費に移ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） ここで、新規事業等概要の説明を求めます。

新規事業等概要の3ページ、4ページをお開きください。

馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） それでは、経済観光交流課のほうから2つの事業につきまして概要を説明させていただきます。

資料の3ページを御覧をいただきたいと思っております。事業名でございますが、町内飲食店消費拡大事業補助金となっております。

事業実施主体につきましては、岩泉商工会になります。

事業の目的でございますけれども、町内では宿泊業のほか、飲食店の利用が大幅に減少している状況となっております。こういった状況を受けまして、プレミアムつきクーポン券とありますが、お食事券ということでご理解をいただきたいと思っておりますが、その発行によりまして、町内飲

食店のテークアウト、デリバリーを含む利用を促進しまして、飲食に関する町内経済の循環を図ろうとするものが目的となっております。

事業の内容でございます。1番目の事業の内容ですが、町内の飲食店で使用できるクーポン券、お食事券5,000円分を2,500円で販売をいたします。(1)といたしまして、プレミアム率でいきますと100%になります。(2)になりますが、セットの内容でございます。額面500円の券を10枚を1セットということで、5,000円分で1セットになります。(3)ですが、発行枚数につきましては、3,000セットを見込んでおります。あとは購入限度額を設けておりまして、1人当たり6セットまでということで定めております。あとは(5)になりますが、利用する店舗でございますけれども、県のほうで行いました「いわて飲食店安心認証」を受けた飲食店となっております。現在のところ、39店舗中34店舗認証を受けておりまして、現在も認証を受けるために動いている事業者さんもおりますので、実際には数がもう少し増えるのかなというふうに考えております。

2番の使用期間でございますが、本年11月15日から来年の2月28日までとなっております。

事業費につきましては、補助金ということで792万5,000円。内容といたしましては、プレミアム分750万円、あとは事務費分として42万5,000円を見ております。

特記事項でございますが、この事業につきましては地方創生臨時交付金のほうを充てるということになりまして、事業費、あとは補助対象事業費、財源の国庫補助、いずれも792万5,000円となります。

次に、4ページを御覧をいただきたいと思っております。事業名につきましては、経済循環促進事業補助金となっております。

事業の実施主体でございますが、町内の中小企業者、事業者の皆さんで、個人の事業者さんを含むということになっております。

事業の目的でございますけれども、町の特産品の販売促進及び販路拡大を地域経済の好循環に結びつけるため、特産品を町外の消費者に発送する際に支払う送料を支援しようとするものでございます。

1番の事業内容でございますが、店舗等におきまして、発送1口当たり2,000円以上の特産品を町外の消費者に発送する場合に、送料の全額、上限は4,000円を設定しておりますが、その金額を町が支援、補助しようとするものでございます。

2番の対象期間でございますが、本年11月15日から来年の1月23日までと設定しております。

事業費につきましては、790万6,000円を見ておりまして、うち補助金が765万8,000円、印刷製本費、これは発送物に貼るシール印刷を予定しておりますけれども、24万8,000円を見込んでおります。

こちらの事業につきましても、地方創生臨時交付金の充当を予定しておりまして、事業費、補助対象事業費、財源内訳の国庫補助、いずれも790万6,000円を見込んでいるところになります。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしくお願いをいたします。

○議長（野館泰喜君） 説明が終わりました。

6款商工費、1項商工費、質疑はありませんか。

3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 町内飲食店消費拡大事業、プレミアム率100%ということで、非常に飲食店の方々は心強い施策だと思います。ここで、3,000セット、1人6セットまでということだと、500の方が全部6セット買ったとすれば、そうすると感覚的にすぐ売り切れるようなイメージを持つのですけれども、その辺はどういったことでこの6セットになったのか、いかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） このセット数の設定に当たりましては、正直頭を痛めたところになります。身近に最近でやりました部分ですと、プレミアムの商品券を発売したわけですが、その商品券をご購入された方が約1,000人というふうな数字が出ておりまして、ただ一般のものと飲食の関係ですので、その数がそのままではないだろうということで、ちょっと明確な根拠はないのですけれども、その約半分程度ではないかということで、500人が6セット購入していただければいいなということでの設定をしております。

以上でございます。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） そうすると、早々に売り切れた場合というか、そういったときにはさらにという考えはあるのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） こちらのほうもできれば本当に完売して、即時完売になってほしいのですけれども、ちょっとつかめない状況もありますので、そこは販売の状況なり、あとは販売者であります事業をやっていただく商工会さんと情報交換しながら、いずれ町民の皆さん

に広く効果が行き渡るように留意して取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） それと、あと1つ確認なのですが、ここにテークアウト、デリバリーを含むということになっています。飲食店ではないところでも、例えばお弁当を売っていたりとか、そういったことをしている事業者さんもいると思いますけれども、そこは含まないということではよろしいのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 今回の県のほうの事業になります例の認証制度の関係で、飲食の関係の営業許可を取っているのが飲食店の方と、あとは小売業の方も一部入っているというふうな状況がありまして、その取扱いもいろいろ検討したのですが、今回は純然たる飲食店が非常に影響を受けているというふうなこともありますので、一応想定しているのは飲食店のみを想定しているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） この販売する範囲なのですが、町内だけに限るのか、あるいは町外の方が欲しいと言え、これは購入できるものなのでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） まず、ご購入いただける方につきましては、町民の方、あとはそれ以外の方も大丈夫ということで想定しております。あとは、町内の販売方法につきましては、商品券のように地区を回るのか、これから商工会のほうとちょっと細部につきまして詰めていきますが、いずれ足のない、移動手段のない方もいらっしゃるの、できるだけ支所単位とか、住民の皆さん、町民の皆さんが買いやすいような状況をつくっていきなというふうにご検討しております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 経済循環促進事業について伺いますが、これからまずリンゴの発送なんかも出てきます。そういう点で、送るほうにとっては大変いいことだと思いますが、それで具体的に手続をするのは、発送する人は全く関係なくてというふうにご検討しているのですか。発送する人も関係してくるのか、その点について。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

今のところの事業の考え方につきましては、先ほども説明したかと思いますが、中小の事業者さんが発送する際ということで、発送するまでは送り状とか購入された方から書いていただくようになるかと思いますが、その事業者の方が送った場合に、あとはそれまでの手続がありますけれども、その事業者の方が一時立て替えていただいて、ある一定期間にまとめて請求をいただくというふうなことで想定をしているという状況になります。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 確認ですが、そうすると発送する人は発送する側に頼むときに、発送する側で、事業をしている、発送する側のほうですが、その人はしっかり制度を理解していて、送りたいと頼まれたときにも、こういうふうな制度がありますよとかと送りたい人に説明が十分できるような形をつくれるのかどうか、その点についてはどうでしょう。送る側の人頼むときに、こういう制度がありますよと一々しゃべって確認をしなければならぬような状態になるのかどうか心配なので、その点の確認です。お願いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご指摘ありがとうございます。まず、この事業でございますけれども、いろいろな効果が期待をされているところですが、一番重要なのは、その商品を送る方、あとはそれを取りまとめて、事業者の方、双方に事業の内容を理解していただくことが重要かと思っております。今のところは、パンフレット等は当然作るわけですが、ホームページとかも含めまして、町民の皆さんの立場、あとは事業者さんの立場でそれぞれ理解していただける最善の方法を模索しながら対応していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野館泰喜君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） すみません、また確認ですけれども、例えば町内でこれから収穫が予想されるリンゴだったりとか、果物とかそういったものを生産していて、そしてお願いされてどこかに送ることがあると思うのですけれども、そうすると個人事業主に当たるとは思うのですが、それだけをなりわいに行っている方ではない方もいると思うのです。そういった方でもこの制度は利用できるのでしょうか。例えば小規模なリンゴ屋さんとか、そういった方も利用できるのかどうか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

まず、今回の新規事業の説明でも申し上げましたが、特産品ということで定義をしてございますので、この特産品というのは町内で生産、収穫される物品で、岩泉を代表する物品ということの中にはリンゴ等も含まれてくるものと思いますので、あとはそういった先ほども言ったように、事業者さんのほうにもこういった事業があるということをご理解いただくために広く周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 特産品ということで、先ほど出てきた短角牛とかワインとかというもの該当するだろうと。事業者の考え方、販売の仕方だと思うのですが、ここはやはり短角牛についてもワインについても同じように事業者にこういうことにも対応できないのかと。期間がちよつとずれているものですから、設定期間が。なので、ここも大いにプッシュしていただきながら、その部分の在庫の部分の早いところお金に換えていくということを行行政のほうでも働きかけるということが必要ではないのかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） ご指摘ありがとうございます。こちらのほうも先ほどと重なる部分もありますが、町民の方にも漏れなく周知をする。あと事業者の方につきましても、町のホームページとか、あと商工会さんとこれも連携をしながら、そういった取組をされている事業者さんのほうを直接訪問するなど、皆さんが、利用できる方が利用できるような環境をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） そのホームページに関してですが、例えばそれぞれがサイトを構えて待っているわけですが、役場の中のどこかの一角にそういう人たちをまとめて、そこから全て入れるというふうにすると、一々検索しなくてもやれるようなシステムができるのではないかなと。そういうことをこれからはしていくべきではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

議員おっしゃったとおりだと考えております。特にもこの事業につきましては、期間限定というふうな部分もありますので、あとはホームページ、情報のほうの担当課と協議しながら、目立

つとこととといいますか、皆さんがすぐ見て分かるようなホームページのページづくりといいますか、そちらのほう取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 確認をお願いします。特産品とって、町内で生産されたもの、これが米であっても野菜であってもお酒であっても、一旦梱包して郵便局のようなところに持って行って、送料はそういうふうにも補填してもらえというふうなことも考えられますか、それはいかがでしょう。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

先ほどもちょっとお答えしたような気がしますが、個人の方が送った場合ではなくて、事業者さんがまとめて送った場合ということになりますので、今のお話の部分はないものかと、その対象にはならないというふうなことで考えております。

○議長（野館泰喜君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 特産品というと、岩泉から一番出ていっているのはヨーグルト関係が一番だと思うのです。そうすると、他の事業者の方々のところの商品というのは、比率でいうとヨーグルトのほうは七、八割ぐらいで、残りの二、三割が他の事業者の方々、極端かもしれませんが、そういうふうにも想定されるのです。コロナ禍の中での困っているのは、資本力があるホールディングスさんよりも、むしろ中小の事業者の皆さんに手厚い送料がただだから送ってくださいというふうな形のほうが何となく私は優しい行政になるのではないかなと思うのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

確かに中心になってくるのはホールディングスさんのものが中心になってくるかなというふうには思っております、時期的に来月の中旬から年明け1月の中旬ぐらいまでは、毎年行われておりますが、冬のギフトというのがありまして、そこら辺も視野に入れながらやっているという状況でございます。あとは、ホールディングスだけにとどまらず、そのカタログの中に出している事業者さんにはそれなりの恩恵があると思いますけれども、この送料の支援をすることで物を売る、経済、産業振興にも結びつけるというのが目的でもありますので、そういった方に、パン

フレットに載っていない方につきましても、こちらで取りまとめる際に当然希望を取るわけです。希望を取って、うちではどういうものを送りますよ、対応できますよというものも調査することにしていましたので、その中で、あとは先ほどの特産品という定義がありますので、それを振るいにかけてながら、できるだけ効果が1つの会社だけではなくて、町内に広がるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 7番、林崎竟次郎さん。

○7番（林崎竟次郎君） 先ほど8番議員が質問したのに関連しているのですが、小さな商店、宅配取次店、そこでお客様からリンゴとかヨーグルトとか、年末だから送りたいというときに、その宅配取次所では、そのお客様から依頼されて発送するわけですが、こういうふうな宅配取次所なんかでも該当するのか、その点の確認ですが、どうでしょう。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 実は、今この制度につきまして細かい部分を制度設計をしている段階でもありますので、その中で今のお話がありました部分についても該当になるか検討させていただきますと思っております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） この事業実施主体、町内の中小企業者、個人も含むとありますが、例えば先ほども出たのかな、リンゴを結構やって販売している人もいます。例えば一つの例ですが、ほかにもいろいろお米とかいるかと思えます。それは中小企業者に入りますか、入りませんか。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） リンゴ農家の方ということでよろしいでしょうか。であれば、企業という部分には、リンゴ農家の方は入らず、個人事業主のほうになってくるのかなというふうに考えております。

○議長（野館泰喜君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 中小企業者といえば、農家は入らないですね。個人、中小企業者でも個人事業主がいっぱいいます。それは含めて、ここのところが大事なところですので、それは含むというご答弁ですが、それでよろしいですね。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（馬場 修君） 先ほどは、企業者ではなくて個人事業主のほうに入るのでは

ないかとお答えしたつもりです。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） 皆さん、ちょっとよく分かっていないような感じがするのですが、対象事業者数は何事業者を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（野館泰喜君） 馬場経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（馬場 修君） お答えをいたします。

この事業を組み立てるに当たりましては、一応商工会とも協議をしたのですが、主にか、先ほど申し上げたものを発送している事業者さんというふうなことを想定して、その際には6事業者さんぐらいなのかなということと話をしておりますが、先ほど申し上げたリングの農家の方も発送しているというふうなことを考えれば、もっと増えてくるのかなど。あとは、これから意向調査といいますか、事業に参加する者の調べもしますので、あとは希望する方にはその条件が該当すれば、ぜひ参加をしていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（野館泰喜君） 5番、八重樫龍介さん。

○5番（八重樫龍介君） ぜひこれはトラブルのないように綿密に調査等をして取り組んでいただきたいと思っております。これは、要望でございます。

○議長（野館泰喜君） 8番、坂本昇さん。

○8番（坂本 昇君） 今に関連して、そうなるとうとうしても安易に道の駅なり、そういうところで販売しているもの、特産品を買いながら、その場所から発送したほうが送料がかからないというふうなのを町民の方々が捉えてしまうという、せつかくの町内の方々で特産品を扱っている人たちがちょっと道の駅のほうに持っていかれる心配も出てくるかと思っておりますので、今議員が言ったようなことで、そういうことができるだけないような形での町民への広い恩恵にあずかるような制度を活用していただければと思っておりますので、これは要望しておきます。お願いします。

○議長（野館泰喜君） 要望です。

それでは、質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） ないようですので、質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。3ページをお開きください。

14款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 19款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 20款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野館泰喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（野館泰喜君） 本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第6回岩泉町議会臨時会を閉会します。

(午前11時15分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

野 舘 泰 喜

署名議員

畠 山 昌 典

署名議員

畠 山 和 英

署名議員

八 重 樫 龍 介
